

令和8年5月19日

〒432-8003

静岡県浜松市中央区和地山町1丁目7 チサンマンション和地山205号室

株式会社 This is グループ 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 荻原典子

(連絡先) 〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目7-34 荘苑泉3C

事務局長 伊藤英樹

(TEL : 052-734-8107、FAX : 052-734-8108)

申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

今般、貴社が運営する「This is Gym コレジム」における利用規約について、消費者保護の観点から検討した結果、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる条項を確認しました。

つきましては、別紙のとおり、申し入れますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、令和8年6月19日までに上記連絡先宛に書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

また、本申入書の内容、申入れに対する貴社のご回答の有無、内容及び本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表する可能性があることを申し添えます。

敬具

申入れ事項

第1 利用規約5条3項について

第5条

3. 会員は、実際の施設利用の有無に関わらず、会費等をすべて支払う義務があります。
一旦支払った会費等は、当ジムが認める場合を除いて返還しません。

1 申入れの趣旨

本条項第2文を、削除するか、消費者契約法10条に適合するように改めてください。

2 申入れの理由

消費者契約法10条は、法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とすると規定しています。

本条項第2文（「一旦支払った会費等は、当ジムが認める場合を除いて返還しません」）は、既払の会費を、貴社の判断次第で一律に返金しないことを可能とするもので、法定の無効、取消し（民法95条、消費者契約法4条など）事由がある場合や、上記の解除を行ったことにより原状回復義務が発生する場合も含められものと解釈されます。

そのため、本条項第2文は、特に合理的理由なく、民法等の適用による場合に比して消費者たる会員の権利を制限し、または義務を加重するものであり、民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものといえ、消費者契約法10条によって無効であると考えられます。

よって、当団体は、貴社に対し、本条項第2文を、消費者契約法10条に適合するように改めていただきますよう申し入れます。

第2 利用規約5条4項について

第5条

4. 当ジムは、会費等の改定を行うことができます。その場合、1ヶ月前までに会員に

告知するものとし、以後は改定後の会費等が適用されるものとします。

1 申入れの趣旨

本条項を、削除するか、民法548条の4に適合するように改めてください。

2 申入れの理由

民法548条の4第1項は、「定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。一 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。二 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。」とし、民法548条の4第2項は、「前項の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。」と定め、民法548条の4第3項は、「第一項第二号の規定による定型約款の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力を生じない。」としています。

本条項は、貴社において会費を自由に変更できるものと解釈され、変更内容についての定めがなく、民法548条の4に反します。

民法548条の4は、強行規定であり、仮に当事者間の合意があったとしても、利用規約5条4項は、強行法規違反として無効です。

よって、当団体は、貴社に対し、本条項を、民法548条の4に適合するように改めていただきますよう申し入れます。

第3 利用規約9条3項について

第9条

3. 当ジムへの入館禁止中の会員は、禁止中も会費等を支払わなければならないものとします。

1 申入れの趣旨

本条項を、削除するか、消費者契約法10条に適合するよう改めてください。

2 申入れの理由

本条項は、会員が施設を利用できない場合に、施設利用の対価である会費の支払義務を課すものであり、双務契約の対価関係を失わせるものであるといえます。そのため、本条項は、特に合理的理由なく、任意規定の適用による場合に比して消費者たる会員の権利を制限し、または義務を加重するものであり、民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものといえ、消費者契約法10条によって無効であると考えられます。

よって、当団体は、貴社に対し、本条項を、消費者契約法10条に適合するよう改めていただきますよう申し入れます。

第4 利用規約17条1項、18条について

第17条

1. 次の理由により施設の全部または一部の利用を制限することがあります。そのような制限がなされる場合でも、当ジムが定める場合を除き、会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはありません。

- (1) 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと判断し、営業が困難と認めたとき。
- (2) 施設の点検、補修または改修をするとき。
- (3) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他止むを得ざる事由が発生したとき。
- (4) その他、休業が必要と認めるとき。

第18条

当ジムは、次の理由により施設の全部または一部を閉鎖、もしくは変更することがあります。そのような閉鎖や変更が行われた場合につきましても会員の会費等の支払い義務が縮減または停止されることはありません。

1. 気象・災害等により会員にその災害が及ぶ判断し、営業を不可能と認めたとき。

2. 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他経営上止むを得ざる事由が発生したとき。

1 申入れの趣旨

本条項を、削除するか、消費者契約法10条に適合するように改めてください。

2 申入れの理由

本条項は、会員が施設を利用できない場合に、施設利用の対価である会費の支払義務を課すものであり、双務契約の対価関係を失わせるものであるといえます。そのため、本条項は、特に合理的理由なく、任意規定の適用による場合に比して消費者たる会員の権利を制限し、または義務を加重するものであり、民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものといえ、消費者契約法10条によって無効であると考えられます。

よって、当団体は、貴社に対し、本条項を、消費者契約法10条に適合するように改めていただきますよう申し入れます。

第5 利用規約19条1項について

第19条

1. 当ジム内で発生した紛失、盗難、傷害その他の事故、トラブルについては、一切の責任を負いません。

1 申入れの趣旨

本条項を、消費者契約法第8条1項に適合するように改めてください。

2 申入れの理由

消費者契約法第8条1項1号・3号は、事業者の債務不履行ないし不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項につき、無効とする旨規定するとともに、同条2号・4号は、事業者の債務不履行ないし不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項を無効とする旨規定しています。換言すれば、事業者に故意又は重過失がある場合、事業者は一切免責されず、事業者に軽過失がある場合、事業者は全責任を免れること

はできないが、一部を免責することは可能として、消費者が受けた損害につき、適正な額の賠償請求ができるようにしています。

そして、本条項は、貴社の管理体制の不備等、貴社側に起因する事情によって利用者が手荷物の盗難や事故に遭った場合等、貴社に過失がある場合にも貴社の責任を全部免除するものと解釈されるため、消費者契約法第8条1項1号・3号により無効となります。

よって、本条項を、消費者契約法第8条1項に適合するように改めてください。

第6 利用規約19条3項について

第19条3項

2. 会員は、自己の責に帰すべき原因により、当ジムの施設または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。
3. 会員は、紹介または同伴者の責に帰すべき原因により発生した前項の損害についても、その同伴者と連帯して賠償責任を負わなければなりません。

1 申入れの趣旨

本条3項を、削除するか、消費者契約法10条に適合するように改めてください。

2 申入れの理由

民法上、仮に利用者の責任により施設または第三者に損害を与えた場合でも、当該利用者については格別、当該利用者を紹介した者または同伴者は原則として損害賠償責任を負いません。

そのため、本条項は、特に合理的理由なく、民法の適用による場合に比して消費者たる会員の権利を制限し、義務を加重するものであり、民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものといえ、消費者契約法10条によって無効であると考えられます。

よって、当団体は、貴社に対し、本条3項を、消費者契約法10条に適合するように改めていただきますよう申し入れます。

第7 利用規約第20条3項について

第20条

1. 当ジムは止むを得ざる事由が発生した場合には、3ヶ月前の予告をすることにより、解散することができます。
 . . .
3. 当ジムの解散の場合、会員に対し、特別の補償は行いません。

1 申入れの趣旨

本条3項を、削除するか、消費者契約法3条1号、10条に適合するように改めてください。

2 申入れの理由

消費者契約法3条は、「事業者は、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。」とし、1号において「消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が、その解釈について疑義が生じない明確なもので、かつ、消費者にとって平易なものになるよう配慮すること。」と規定しています。

しかるに、本条項の規定する貴社の解散の場合の「特別の補償」について、具体的にはいかなる内容を意味するものであるのか、消費者にとって一義的に明確ではありません。

また、仮に「特別の補償」が会社法上の清算手続きにおける貴社の弁済義務を含むものである場合、本条項は、特に合理的理由なく、会社法の適用による場合に比して消費者たる会員の権利を制限し、義務を加重するものであり、民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものといえ、消費者契約法10条によって無効であると考えられます。

よって、当団体は、貴社に対し、本条3項を、消費者契約法3条1号に適合するような平易な表現に改めていただくとともに、同法10条に適合するように改めていただきますよう申し入れます。

第8 利用規約21条について

当ジムは、本規約、細則、利用規約、その他当ジムの運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力は最新の改定日をもってすべての会員に適用されます。

1 申入れの趣旨

本条を、削除するか、民法548条の4に適合するように改めてください。

2 申入れの理由

本条は、貴社において利用規約を自由に変更できるものと解釈され、変更内容についても定めがなく、効力発生時期や適切な方法による周知手続きの定めもないため、民法548条の4に反します。

よって、当団体は、貴社に対し、本条を、民法548条の4に適合するように改めていただきますよう申し入れます。

以 上